

# 要望書

昨年12月、それまで4年間、この時期に行なわれてきた死刑執行がなかったことは、「死刑執行を中止してほしい」という日本国内での多くの声や、国連人権委員会から日本政府への勧告が聞き届けられたものと、私たちは評価しています。しかし、日本に死刑制度がある以上、いつまた、執行がなされるかわからないという不安と危惧を抱かざるをえません。

死刑執行の是非については、死刑囚、被害者の立場からだけでなく、直接執行を命じられる刑務官の側を含め、さまざまな角度からの議論が高まっています。とりわけ長年にわたり、日々死刑囚と接し、気持も通じあってきた拘置所の職員が、「業務命令」ひとつで自らの手で、ある日突然、彼らの命を絶たねばならないのは耐え難いとの証言も相次いでいます。死刑の執行が冤罪回復や再審の可能性を奪う取り返しのつかないものであり、犯罪の抑止はおろか何の解決にもならないことは、他ならぬ拘置所の職員の皆さんが、いちばんよく知っているはずです。

さる5月13日の衆議院法務委員会で、この点についての質問がなされたとき、下稲葉法務大臣は「私も元刑務官の方から手紙をいただいたことがある」「死刑に代わる刑罰について考えたこともある」と答弁しました。死刑執行の最高責任者である法務大臣すら、迷いを表明しているにもかかわらず、ただひたすら「法秩序の維持」だけを根拠に死刑を執行しつづけることは、大きな間諺です。

拘置所長の権限により法務大臣に対し、個々の死刑囚についての正確な報告をするとともに、少なくとも上記の議論が尽くされるまで死刑執行を中止するよう、心から要望します。また、死刑囚の処遇についても、現在のような外部との交通を極端に制限するやり方を改めるよう、要望します。

最後に、私たちの申し入れに対し、従来のように多数の警備員を配して門前払いするのではなく、所長みずから、あるいはしかるべき責任者が出てきて、きちんと対応するよう要望します。

1998年6月18日

東京拘置所のそばで死刑について考える会

東京拘置所長殿